（役務に係る添付書類）
①　営業所一覧表
②　業態調書
③　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し
④　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し
⑤　申請者が法人であるときは、６（役務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人であるときは、６（役務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
⑥　納税証明書の写し
⑶　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書等は、日本語で作成するものとする。
②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

５　競争に参加する者に必要な資格
（工事）
次の①から⑥までに掲げる者でないこと。
①　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第４条に該当する者
②　契約事務規程第５条第１項に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者
③　契約事務規程第５条第３項に該当すると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が定期審査の申請にあっては、令和５年６月16日以降のもの、随時審査の申請にあっては、競争参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者
（役務）
次の①から⑤までに掲げる者でないこと。
①　契約事務規程第４条に該当する者
②　契約事務規程第５条第１項に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者
③　契約事務規程第５条第３項に該当すると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

６　競争参加者の資格審査
（工事）
５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。
前者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事種類（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種類をいう。以下同じ。）ごとに一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
なお、等級の区分を設けている工事種類については、総合点数の高点順に等級を付す。
⑴　客観的事項
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種類ごとの年間平均完成工事高
②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者の希望工事種類ごとの数
③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種類の種類別年間平均元請完成工事高
④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目
（役務）
５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。
前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数

７　資格審査結果の通知
競争参加資格があると認定された場合は、当機構のホームページ（https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/list.html）に「有資格業者名簿」を公表することにより通知に代える。
資格の認定日については、定期審査の場合は令和７年４月１日とし、随時審査の場合は令和７年５月１日以降、当機構ホームページで有資格業者名簿を公表した日とする。

８　資格の有効期間
資格認定の日から令和９年３月31日までとする。

９　その他
⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる役務ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、理事長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、理事長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑷　次の各号に掲げる場合の工事の申請については、郵送に限るものとする。
①　申請者が経常建設共同企業体である場合。
②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。